新築 #住宅部分 2,000m2以上 #住宅部分 高い開放性のある部分を除く 床面積2,000m2以上 | 東面積300m2以上

※「<u>高い開放性がある部分</u>」とは、床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上である部分のみで構成されている室をいう。シャッター等の建具が存在していれば、「常時外気に開放された開口部」と扱わない。

届出

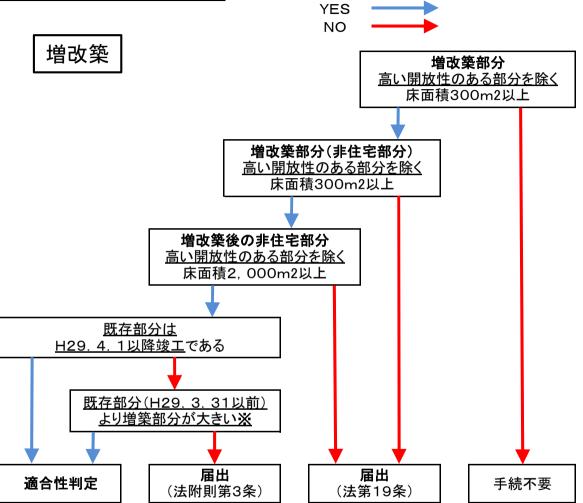
■適用除外用途について

適合性判定

- ①建物全体として、居室を有しないことにより空気調和設備を設ける 必要がない用途
- 例)自動車車庫、駐輪場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊

ただし、複合用途となる建築物は、適用除外の対象とならない。

- ②保存のための措置等により省エネ基準に適合させることが困難な 建築物(文化財指定された建築物など)
- ③仮設建築物



※高い開放性のある部分を含んだ床面積で比較

■適合性判定を受けたとみなされるもの

- ①法第23条の規定による大臣認定を受けた建築物
- ②法第30条の規定による性能向上計画の認定を受けた建築物
- ③都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物

手続不要

この場合、建築基準法第6条1項の規定に基づく建築確認申請時には、適合判定通知書の代わりに、該当する認定書の写しを添付してください。

省エネ適合性判定・届出の手続きフロー